

(趣旨)

第1条 この規程は、地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、五泉市木造住宅耐震改修促進事業（以下「耐震改修促進事業」という。）を実施し、市内に存する住宅を所有し、かつ自ら居住する地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震診断又は耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修促進事業 住宅・建築物の耐震化を促進するための次の事業をいう。
 - ア 住宅の耐震診断に関する支援をする「木造住宅耐震診断支援事業」
 - イ 住宅の耐震性能を向上させる工事に関する支援をする「木造住宅耐震改修事業」
 - ウ 上記に掲げる事業のほか、住宅・建築物の耐震化を促進するための事業
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、新潟県、一般社団法人新潟県建築士事務所協会、一般財団法人日本建築防災協会若しくは一般社団法人新潟県建築士会による木造住宅の耐震診断と補強方法に係る講習会を受講し、その修了証の交付を受けた者又はそれに準ずる資格等を有する者をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づくもので、耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による診断をいう。
- (4) 耐震設計 耐震改修工事又は部分耐震改修工事を行うための設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震診断士が耐震設計・工事監理する改修工事で、耐震診断の結果1.0未満と診断された木造住宅の上部構造評点を1.0以上まで向上させる工事をいう。
- (6) 部分耐震改修工事 地震時に迅速な避難が困難な高齢者や障害者の安全の確保を目的として実施する耐震診断士が耐震設計・工事監理する次のいずれかに掲げる改修工事をいう。
 - ア 耐震診断の結果0.7未満と診断された木造住宅の上部構造評点を0.7以上まで向上させる工事
 - イ 耐震診断の結果0.7未満と診断された就寝の用に供する部屋が1階のみに所在する木造住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上まで向上させる工事

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存する住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める住宅につい

ては、この限りでない。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅であること。(増築をしている場合は、昭和56年6月1日以降の増築部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの。)

(2) 住宅の所有者が自ら居住していること。

(3) 一戸建て住宅(併用住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。)であること。

(4) 地上2階建て以下の住宅であること。

(5) 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法以外で建築された住宅であること。

2 前項に該当するもののほか、木造住宅耐震改修事業を実施する対象住宅は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐震改修工事を行う場合は、耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅であること。

(2) 部分耐震改修工事を行う場合は、耐震診断の結果上部構造評点が0.7未満と診断された木造住宅であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、対象住宅を個人で所有する者であつて、かつ、公租公課を滞納していない者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象住宅の耐震診断又は耐震改修工事又は部分耐震改修工事に要する費用とする。

2 耐震改修工事又は部分耐震改修工事に要する費用として、次に掲げるものとする。

(1) 耐震改修工事費又は部分耐震改修工事費

(2) 耐震改修工事又は部分耐震改修工事を行うために必要な壁などの撤去、復旧等に要した工事費

(3) 耐震設計費、工事監理費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に相当する見積書の写し

(2) 対象住宅であることを証する書類

(3) 耐震改修工事又は部分耐震改修工事にあつては耐震改修工事計画書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付すべき場合にあっては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しない場合にあっては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した耐震改修工事又は部分耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書（様式第4号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定後に事業を中止するときは、補助事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第7号）に、次の各号に定める事業毎に必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第3号に規定する耐震診断（木造住宅耐震診断支援事業）

ア 契約書及び補助対象経費に相当する領収書の写し

イ 耐震診断書（耐震診断士が耐震診断の結果をとりまとめた書類をいう。）の写し

(2) 第2条第5号に規定する耐震改修工事及び同第6号に規定する部分耐震改修工事（木造住宅耐震改修事業）

ア 契約書及び補助対象経費に相当する領収書の写し

イ 耐震改修工事又は部分耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影場所を明らかにした図面等を含む。）

ウ 耐震診断士が補助対象工事中的内容を確認した監理状況報告書

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金確定通知があったときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この規程の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) 補助事業者（同居の親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
（補助事業者の責務）

第15条 第2条第3号に規定する耐震診断を実施する補助事業者は、耐震診断の結果、補助対象住宅の上部構造評点が1.0未満と診断された場合は必要な耐震改修工事を行うよう努めなければならない。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		補助金の額
第2条第3号に規定する耐震診断 （木造住宅耐震診断支援事業）		補助対象経費の10分の9に相当する額とし、その上限を9万円とする。
第2条第5号に規定する耐震改修工事及び同第6号に規定する部分耐震改修工事 （木造住宅耐震改修事業）	ア 耐震改修工事（次のイによる補助を受けたものを除く）	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その上限を140万円とする。
	イ 部分耐震改修工事	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その上限を70万円とする。
	ウ 部分耐震改修工事を行った住宅で、追加で行う耐震改修工事	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その上限を70万円とする。

補助金交付申請書

五泉市長様

年 月 日

申請者 〃 ー
住 所
氏 名 印
電話番号

補助金の交付を受けたいので、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第 7 条の規定により次のとおり申請します。

記

1 補助事業名	☐ 木造住宅耐震診断支援事業 ☐ 木造住宅耐震改修事業（ ☐ 耐震改修 ☐ 部分耐震改修 ☐ 追加耐震改修）			
2 対象住宅の概要	所在地			
	住宅の種類	☐ 専用住宅 ☐ （ ）併用住宅		
	建築年	年 月 日	工 法	
	延べ面積	m ²	住宅部分の面積	m ²
3 予算額	総事業費 円			
	補助対象経費 円			
	補助対象外経費 円			
4 交付申請額	円			
5 交付申請額算出基礎				
6 耐震診断士の概要	住所・氏名			
	五泉市木造住宅耐震診断士登録制度による登録番号 第 号			
	建築士資格	☐ 1 級 ☐ 2 級 ☐ 木造	講習会	☐ 受講済 ☐ 未
7 補助事業の実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
同意事項 私は、当該補助金交付に必要な事項として、租税公課の納税状況について、当該事業の所管職員が確認することについて同意します。また、申請者(同居している親族を含む)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。 氏名 印				

添付書類

- (1) 補助対象経費に相当する見積書の写し
- (2) 対象住宅であることを証する書類
- (3) 耐震改修工事又は部分耐震改修工事にあつては耐震改修工事計画書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

五泉市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業について五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第8条の規定により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 今年度中に補助金交付を受けられるよう補助事業を完了させてください。
- (2) 補助事業の内容の全部又は一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けてください。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- (5) 耐震診断の結果、補助対象住宅の上部構造評点が1.0未満と診断された場合は必要な耐震改修工事を行なうよう努めてください。
- (6) 前各号に定めるもののほか、五泉市補助金交付規則の規定を守ってください。万一違反したときは、補助金等の返還をしてもらうことがあります。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

五泉市長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業について五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第8条の規定により、次の理由により補助金の交付はできませんので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 理由

年 月 日

五泉市長 様

補助事業者 千 一

住 所

氏 名 印

電話番号

補 助 事 業 変 更 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助事業について、次の
とおり変更したいので、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第9条の規定により、
申請します。

なお、これに伴う補助金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

1 補助事業名

2 変更内容

変更前	変更後

補助金の変更の算出基礎

3 変更理由

添付図書

- （1）変更に関する書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

五泉市長

印

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助事業について、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第9条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 円を 円に変更交付決定する。
- 3 変更内容
年 月 日付け補助事業変更申請書の記載のとおり

年 月 日

五泉市長

様

補助事業者 千 一

住 所

氏 名

印

電話番号

補 助 事 業 中 止 届

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました五泉市木造住宅耐震改修促進事業について、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第10条の規定により、次のとおり中止したいので届け出ます。

記

1 補助事業名

2 中止の理由

年 月 日

五泉市長

様

補助事業者 千 一

住 所

氏 名

印

電話番号

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました五泉市木造住宅耐震改修促進事業が完了したので、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 完了年月日 年 月 日
事業費決算額

総事業費	円
補助対象経費	円
補助対象外経費	円

添付書類

(1) 木造住宅耐震診断支援事業

ア 契約書及び補助対象経費に相当する領収書の写し

イ 耐震診断書（診断士が耐震診断の結果をとりまとめた書類をいう。）の写し

(2) 木造住宅耐震改修事業

ア 契約書及び補助対象経費に相当する領収書の写し

イ 耐震改修工事又は部分耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影場所を明らかにした図面等を含む。）

ウ 耐震診断士が補助対象工事中の内容を確認した監理状況報告書

第 号
年 月 日

様

五泉市長

印

補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業について、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第 12 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 補助事業名 | | |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 確 定 額 | 金 | 円 |

年 月 日

五泉市長 様

〒 ー
補助事業者 住 所
氏 名 印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった補助事業について、五泉市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付規程第 13 条の規定により、補助金の交付を請求します。

記

1 補助事業の名称 事業

2 交 付 請 求 額 円

3 振 込 先

金 融 機 関 名		支店・本店
口 座 種 別	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
(フリガナ) 名 義 人	()	